

貸与奨学金

平成31年度に大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の
奨学金を希望する皆さんへ

貸与奨学金案内



- ・この冊子では、返還の必要がある奨学金（借入金）の制度について、予約採用（進学する前の申込み）を前提として説明しています。
- ・この冊子を読んで貸与奨学金についてよく理解したうえで、予約採用への申込みを希望する場合には、「申込みのてびき」に従って申込手続きを進めてください。

平成30年4月1日

知っておいてほしいポイント

あなた自身が借りるもの

貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。

奨学金を申し込み、貸与を受けるのは、あなた本人です。返還義務はあなた本人にあります。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

次の世代へリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学金として使われます。

無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先延ばしにする制度等があります。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。進学前に必要となる「入学金」等には利用できません。

目 次

奨学金制度① 奨学金の種類	3	奨学金制度⑪ 個人信用情報の取扱い	16
奨学金制度② 貸与金額	4	奨学金の手続き① 申込みから返還完了までの流れ	17
奨学金制度③ 貸与対象校	5	奨学金の手続き② 採用候補者決定後の手続き	18
奨学金制度④ 奨学金の貸与と返還	6	奨学金の手続き③ 進学後の手続き	20
奨学金制度⑤ 申込資格	7	奨学金の手続き④ 奨学金貸与中～返還中の手続き	21
奨学金制度⑥ 基準	8	資料① 奨学金に関する事項の選択・変更	22
奨学金制度⑦ 保証	10	資料② 奨学金の返還例	23
奨学金制度⑧ 利率と利息	12	資料③ 機関保証制度の仕組み	24
奨学金制度⑨ 返還期間と返還額	13	資料④ 保証料（目安）	25
奨学金制度⑩ 返還が難しいとき	14	資料⑤ 保証委託約款	27

本冊子の用語

あなた	奨学金に申込み生徒本人	機構	日本学生支援機構
予約採用	進学の前年度に行う奨学金の予約	在学採用	進学後の申込み
高等学校等	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（高等課程）		
大学等	大学、短期大学、専修学校（専門課程）		
採用候補者	予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人		

奨学金制度① 奨学金の種類

1 奨学金の種類

奨学金の種類は次のとおりです。

奨学金の種類	利息	貸与の方法		貸与期間
第一種奨学金	利息なし	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込	平成31年4月分から卒業する（修業年限の終期）まで
第二種奨学金	利息付き	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込	平成31年4月分から卒業する（修業年限の終期）まで
入学時特別増額貸与奨学金	利息付き	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込み	1回の振込みで終了

2 可能な組み合わせ

第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けること（併用貸与）ができますが、入学時特別増額貸与奨学金を単独で利用することはできません。

（毎月の奨学金は次のいずれか）

第一種奨学金

第二種奨学金

第一種・第二種併用貸与



（希望により一時金の増額が可能）

入学時特別増額貸与奨学金

～ 給付奨学金を希望する人へ ～

この冊子は貸与奨学金について説明したものですので、給付奨学金については、「給付奨学金案内」をご覧ください。

なお、貸与奨学金と給付奨学金の両方に申込みことができます。

ただし、給付奨学金の申込時期は限られているため、在籍する学校に確認し、機会を逃さないようにしてください。

奨学金制度② 貸与金額

1 貸与金額

第一種奨学金は、進学先の学校種別・国公私立の別・通学形態（自宅通学、自宅外通学）により定まる金額から、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は設定された金額から、申込時に選択します。

進学先 奨学金の種類等		大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
		国公立		私立		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種 奨学金	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額 以外の月額				50,000円				50,000円
			40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
		30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
第二種奨学金		20,000円～120,000円（10,000円単位）							
入学時特別増額 貸与奨学金		100,000円～500,000円（100,000円単位）							

- ・第一種奨学金「最高月額」の利用には、第一種・第二種併用貸与の家計基準（9ページ）を満たしている必要があります。
- ・労働金庫が実施する「入学時必要資金融資」（19ページ）を利用する場合、入学時特別増額貸与奨学金について申込時に選択した額が、労働金庫からの融資の上限額となります。
- ・申込時に選択した貸与（月）額は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。（22ページ）

2 第二種奨学金の増額貸与

第二種奨学金について12万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

進学先	増額
私立大学の医学・歯学の課程	4万円増額（12万円＋4万円＝月額16万円）
私立大学の薬学・獣医学の課程	2万円増額（12万円＋2万円＝月額14万円）

- ・進学時に提出する「進学届」（20ページ）にて増額の手続きを行います。

奨学金制度③ 貸与対象校

予約採用により採用候補者となった人が進学して奨学金の貸与を受けられる学校は、次の表のとおりです。ただし、正規の学籍で在籍する場合に限ります（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

（表内の記号の意味）・・・ ○：貸与対象 ×：貸与対象外 △：貸与対象か否かが学科ごとに異なる（※1）

学校種別・課程	予約採用	（参考） 在学採用
大学（学部）	○	○
短期大学	×	○
通信教育課程・放送大学（※2）	×	○
専修学校（専門課程）	△	△
通信教育課程（※2）	×	△
高等専門学校（高専）への編入学	×	○

※1 進学予定先の学科が貸与対象かどうかはその学校に照会して確認してください。専修学校の貸与対象学科は本機構ホームページに一覧表を掲載していますので、参考にしてください。

※2 通信教育課程（大学・短期大学・専修学校専門課程）・放送大学は、スクーリングの面接授業を受講する場合のみ在学採用への申込みが可能です。貸与は年1回となります（毎月の貸与はありません）。

 大学の附属施設、専修学校の高等課程・一般課程、高等学校の専攻科・別科、その他の学校（下記参照）は対象外です。
（例）自治医科大学（医学部）、学校教育法によらない学校（語学学校、職業訓練校、防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、警察大学校、気象大学校、国立看護大学校、職業能力開発大学校等）

～ 海外の大学（※）での奨学金の予約を希望する人へ ～

この冊子は国内の大学等に進学する人向けのものですので、在籍する学校に相談し、海外の大学での奨学金に関する冊子を受け取ってください。

なお、進学先が国内・海外のどちらになるか未定の場合でも、【国内大学等予約採用】と【海外予約奨学金】の両方に申込むことができます。

（※） 海外大学日本校（テンプル大学ジャパン、レイクランド大学ジャパンキャンパス、天津中医薬大学日本校、北京語言大学東京校等）を含みます。

奨学金制度④ 奨学金の貸与と返還

1 奨学金の貸与方法

奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込みます。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

【奨学金振込日】

初回振込日は大学等へ進学後、「進学届」（20ページ）の提出時期によります。



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

貸与月	振込日	貸与月	振込日	貸与月	振込日
4月分	4月21日	8月分	8月10日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月10日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

（注）上記の日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。

2 奨学金の返還方法

貸与終了（卒業）時に指定した口座から毎月の振替（引き落とし）となります。

【取扱い金融機関】

利用できる	利用できない
ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会および一部の漁業協同組合	外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）、一部信用組合

【返還金振替日】

毎月の振替日は毎月27日（27日が金融機関の休業日のときは翌営業日）です。

初回振替日は、貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）の27日です。

奨学金制度⑤ 申込資格

平成31年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の①～③のいずれかに該当する人が申込めます。

ただし、1度でも大学等へ入学したことがある人は、申込資格がありません。

	条件
①	平成31年3月に高等学校等を卒業予定の人（※1）
②	高等学校等の本科を卒業後2年以内の人
③	高卒認定試験合格者等（※2）

（※1） 秋季に卒業予定の人は在籍する学校にご相談ください。

（※2） 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格者、科目合格者、出願者

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は次の表のとおり在留資格によって申込みに制限があります。在留資格の記載がある書類を在学する学校（又は出身校）へ提示のうえ、申込資格を満たしているか確認してください。

申込資格	在留資格（※1）
あり	法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（※2）
なし	1 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
	2 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習
	3 文化活動、短期滞在
	4 留学、研修、家族滞在
	5 特定活動

（※1） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によります。（法定特別永住者については「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によります。）

（※2） 「定住者」について、将来永住する意思のない人は、申込資格がありません。

 申込資格が無いことが判明した時点で奨学金の振込を停止して採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

奨学金制度⑥ 基準

高等学校等は、奨学金を希望する人のうち、機構が定める人物・学力・家計の基準を満たす人を推薦します。機構は、推薦された人が基準を満たすことを審査し、基準を満たす人全員を採用候補者として決定します。

1 学力基準

奨学金の種類	基準
第一種	高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で 3.5以上 である
第二種	高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等



高卒認定試験合格者等は、上表の基準を満たすと認められます。

【第一種奨学金の学力基準】

第一種奨学金については、次の①～③の**いずれか**の条件に該当し、大学等へ進学後も優れた成績を修める見込みがある等として学校から推薦されれば、**学力基準を満たすものとして扱います。**

- ① 家計支持者（原則父母）の平成30年度の住民税（市区町村民税所得割）が非課税である
- ② 家計支持者（原則父母）が生活保護を受給している
- ③ 「社会的養護を必要とする人」（下記参照）である

家計支持者

原則父母（父母ともいる場合は2人とも）としています。

父母ともいない場合は、代わって家計を支えている人（たとえば祖父母等）となります。
（詳しくは、「申込みのてびき」を参照してください。）

社会的養護を必要とする人

18歳となった時点で（18歳になっていない人の場合は奨学金申込時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

奨学金制度⑥

基準

2 家計基準

家計支持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

【収入・所得の上限額の目安】

およそ次の金額となります（表に記載の金額以下）。

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
3人世帯	本人、父、母（無収入）	657以下	1,009以下	599以下	286以下	601以下	245以下
4人世帯	本人、父、母（無収入）、 中学生	747以下	1,100以下	686以下	349以下	692以下	306以下
5人世帯	本人、父、母（無収入）、 中学生、小学生	922以下	1,300以下	884以下	514以下	892以下	476以下



- ・上記の表はあくまで目安です。上記の目安を上回っていても、特別控除等により基準を満たす可能性があります。
- ・「併用貸与」とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることです（3ページ）。併用貸与の基準を満たしている場合、第一種奨学金の最高月額を選択できます。（4ページ）

【第一種奨学金の家計基準】

第一種奨学金については、次の①～③のいずれかの条件に該当すれば、**家計基準を満たすものとして扱います。**

- ① 家計支持者（8ページ）の平成30年度の住民税（市区町村民税所得割）が非課税である
- ② 家計支持者（8ページ）が生活保護を受給している
- ③ 「社会的養護を必要とする人」（8ページ）である

入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」（18ページ）を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与します。



- ・日本政策金融公庫が定める要件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込めなかった世帯の生徒は対象外です。この場合、「国の教育ローン」も、入学時特別増額貸与奨学金も利用できません。
- ・予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。「国の教育ローン」の手続きが必要か不要かの判定は、予約採用申込時に入学時特別増額貸与奨学金を希望した人に対して、結果通知（「採用候補者決定通知」）に記載してお知らせします。

奨学金制度⑦ 保証

奨学金の貸与を受けるためには、申込時に保証制度を選択する必要があります。

保証制度には、「機関保証」と「人的保証」の2つがあり、いずれか1つを選択します。



- どちらを選択しても、奨学金の貸与を受けたあなた本人が奨学金の返還の義務を負うことに変わりはありません。
- 申込時に選択した保証制度は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。(22ページ)

1 機関保証制度

機関保証制度とは、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには一定の**保証料**の支払いが必要となり、原則として**毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引いた金額があなたの口座に振り込まれます**。（保証料は、奨学生として採用された時に交付する「奨学生証」でお知らせします。）

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合にあなたの住所や電話番号等を照会する「**本人以外の連絡先**」となる人を指定する必要があります。



機関保証制度の詳細・保証料の目安については24～27ページをご覧ください。

2 人的保証制度

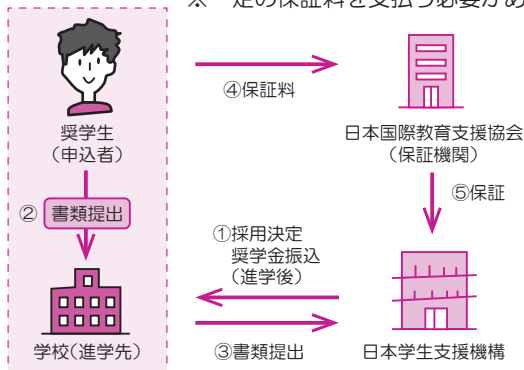
人的保証とは、機構が定める選任条件（11ページ）を満たす人にあなた自らが依頼し、奨学金の返還について**連帯保証人**及び**保証人**を引き受けてもらう制度です。



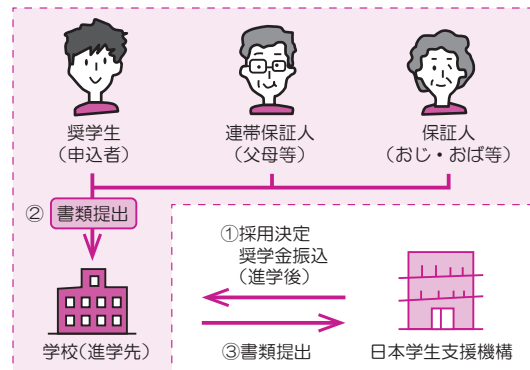
- 連帯保証人及び保証人は、進学後に提出する「進学届」（20ページ）にて選任します。申込時には選任しません。
- 人的保証制度を選択した場合は、進学後「返還誓約書」に連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書等を提出する必要があります。（20ページ）
- 連帯保証人又は保証人が死亡した場合や選任条件を満たせなくなった場合は、新たな人物の選任が必要となります。

機関保証制度（保証機関に連帯保証を依頼）

※一定の保証料を支払う必要があります。



人的保証制度（連帯保証人と保証人が必要）



奨学金制度⑦ 保証

【連帯保証人・保証人の選任条件】

人的保証を選択した場合、「進学届」(20ページ)提出時に、次の条件をすべて満たす連帯保証人・保証人を選任します。

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】
① あなたが未成年者の場合は、あなたの親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）。 ② あなたが成年者の場合は、あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族。（※）	① 父母以外の人。 ② あなた及び連帯保証人と別生計の人。 ③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。 ④ 4親等以内の親族。（※） ⑤ 進学届提出日時点で65歳未満の人。（※）
連帯保証人・保証人共通の条件	① あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ② 未成年者・学生・債務整理中（破産等）の人は選任できません。 ③ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

（※）次の【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。

【代替要件】

連帯保証人については「4親等以内の親族」（条件②）、保証人については「4親等以内の親族」（条件④）又は「65歳未満」（条件⑤）の条件だけを満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす必要があります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。

	条件	証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 $\geq$ 320万円	所得証明書、源泉徴収票等
	給与所得者以外：年間所得金額 $\geq$ 220万円	所得証明書、確定申告書の控え等
B	預貯金残高 $\geq$ 貸与予定総額	預貯金残高証明書
C	固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額	固定資産評価証明書

上記のA～Cを組み合わせる返還予定総額の保証を証明する場合は、以下のとおりとします。

組合せ	条件
A+B	年間収入 + (預貯金残高 $\div$ 16 (年)) $\geq$ 320万円 (※)
A+C	年間収入 + (固定資産の評価額 $\div$ 16 (年)) $\geq$ 320万円 (※)
B+C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額
A+B+C	年間収入 + (預貯金残高 + 固定資産の評価額) $\div$ 16 (年) $\geq$ 320万円 (※)

（※）320万円は、給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。

奨学金制度⑧ 利率と利息

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については、選択した「利率の算定方法」に従って**奨学金の貸与終了時に決定した利率**に基づく利息が発生します。ただし、**奨学金貸与中・在学猶予中・返還期限猶予中は無利息**です。

1 利率の算定方法

次の2つのいずれか1つを申込時に選択します。

利率の算定方法	説明
利率固定方式	貸与終了時に決定した返還利率が、返還完了まで適用されます。 将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変わりません。
利率見直し方式	貸与終了時に決定した返還利率を、おおむね5年ごとに見直します。 将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い返還利率も変わります。



・申込時に選択した利率の算定方法は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。(22ページ)

2 利率

利率は、機構が奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の利率（※）が適用されます。ただし、**年3.0%が上限**であり、年3.0%を超えることはありません。（参考：平成30年1月に貸与終了となった人の利率：年0.27%）

（※）「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては「固定利率型」の利率が、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては「5年利率見直し型」の利率がそれぞれ適用されます。なお、財政融資資金の借換えと併せて機構が債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの金額で加重平均した利率が適用されます。

3 増額貸与を受けた場合の利率

増額貸与（※）を受けた場合の返還利率は、次の「基本月額（増額以外の部分）に係る利率」と「増額部分に係る利率」とをそれぞれの貸与額で加重平均した値が適用されます。

基本月額に係る利率 上記 **2** による利率

増額部分に係る利率 「基本月額に係る利率」の値に0.2を加えた値

※ 財政融資資金に係る利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率。

（※）入学時特別増額貸与奨学金の全額および私立大学の医・歯・薬・獣医学課程に在学する人が基本月額に加えて受けた額の総額。

4 利息

利息は、利率に基づき残元金に対して貸与終了の翌月（3月貸与終了の場合は4月）の初日から発生し、1か月分の利息を当月の27日に割賦元金（残元金のうち当月に返還すべき金額）とあわせて返還します。

(1) 返還据置期間の利息

返還据置期間（※）に発生した利息は、毎月の返還額に均等に分割して返還します。

※ 貸与終了後や在学猶予（14ページ）期間終了後の、返還開始（6ページ）までの期間

(2) 元利均等返還

利息は、元利均等返還の方法によりますので、毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利息・据置期間利息の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

奨学金制度⑨ 返還期間と返還額

奨学金の返還期間・毎月の返還額は選択した**返還方式**及び**割賦方法**により決まります。



具体的な返還例は23ページをご覧ください。

1 返還方式

第一種奨学金については、次の2つのいずれか1つを申込時に選択します（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については定額返還方式となり、所得連動返還方式は選択できません）。

返還方式	説明
定額返還方式	貸与総額により返還期間（最長20年）が決まり、返還期間に応じて決まった額を返還します。  第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金について、利率の算定方法（12ページ）を「利率見直し方式」とした場合、おおむね5年ごとの利率の見直しに伴い毎月の返還額も変動します。
所得連動返還方式	前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まります。また、毎月の返還額により、返還期間が決まります（前年の所得の変動に伴い、毎月の返還額・返還期間が変動します）。  - 毎月の返還額は「課税対象所得 × 9% ÷ 12」となります。 - 保証制度は機関保証（10ページ）とすることが必須となります。 - 減額返還制度（14ページ）は利用できません。 - あなたが返還時に被扶養者になった場合又は被扶養者である場合は、あなたと扶養者の課税対象所得に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバー（個人番号）等が必要となります）。



・申込時に選択した返還方法は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。（22ページ）

2 割賦方法

定額返還方式の奨学金については、次の2つのいずれか1つを、進学後、「返還誓約書」提出時（20ページ）に選択します（所得連動返還方式の場合は月賦返還となり、月賦・半年賦併用返還は選択できません）。

割賦方法	説明
月賦返還	貸与総額を毎月均等に分割して返還します。
月賦・半年賦併用返還	貸与総額の半分を月賦（毎月）で、もう半分以上を半年賦（1月と7月の半年に1回）で返還します。月賦返還に比べて、1月と7月以外の月の返還額はおよそ半分になりますが、1月と7月はおおよそ3.5倍になります。



・「返還誓約書」提出時に選択した返還方法は、その後は原則として変更できません。（22ページ）

3 繰上返還

奨学金は貸与終了後、いつでも繰上返還ができます（全額繰上返還・一部繰上返還とも可能です）。

なお、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金の繰上返還をする場合、繰上に当たる期間の利息はかかりません。ただし、返還据置期間の利息（12ページ）は、かかります。

奨学金制度⑩ 返還が難しいとき

1 救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還の猶予等を認める場合があります（審査があります）。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により1回当たりの返還額を1/2（又は1/3）にし、返還期間を2倍（又は3倍）にする制度です。	1年以内 ※ 1年ごとの願出が必要	通算10年間まで
	 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金については、減額返還制度は利用できません。		
返還期限猶予	傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により返還を先延ばしにする制度です。  第一種奨学金については、申込時の家計収入が次の要件に合致する場合、返還期限猶予について10年間という制限なく申請することができます。（猶予年限特例） 【要件】家計支持者の年収・所得の合算額が次の金額以下となること ・給与収入のみの世帯：年間収入金額300万円以下 ・給与以外の所得の世帯：収入金額から必要経費を差し引いた金額が200万円以下	1年以内 ※ 1年ごとの願出が必要	通算10年間まで ※ 願出の事由による
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先延ばしにする制度です。 在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※ 学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	（なし）
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する制度です。		

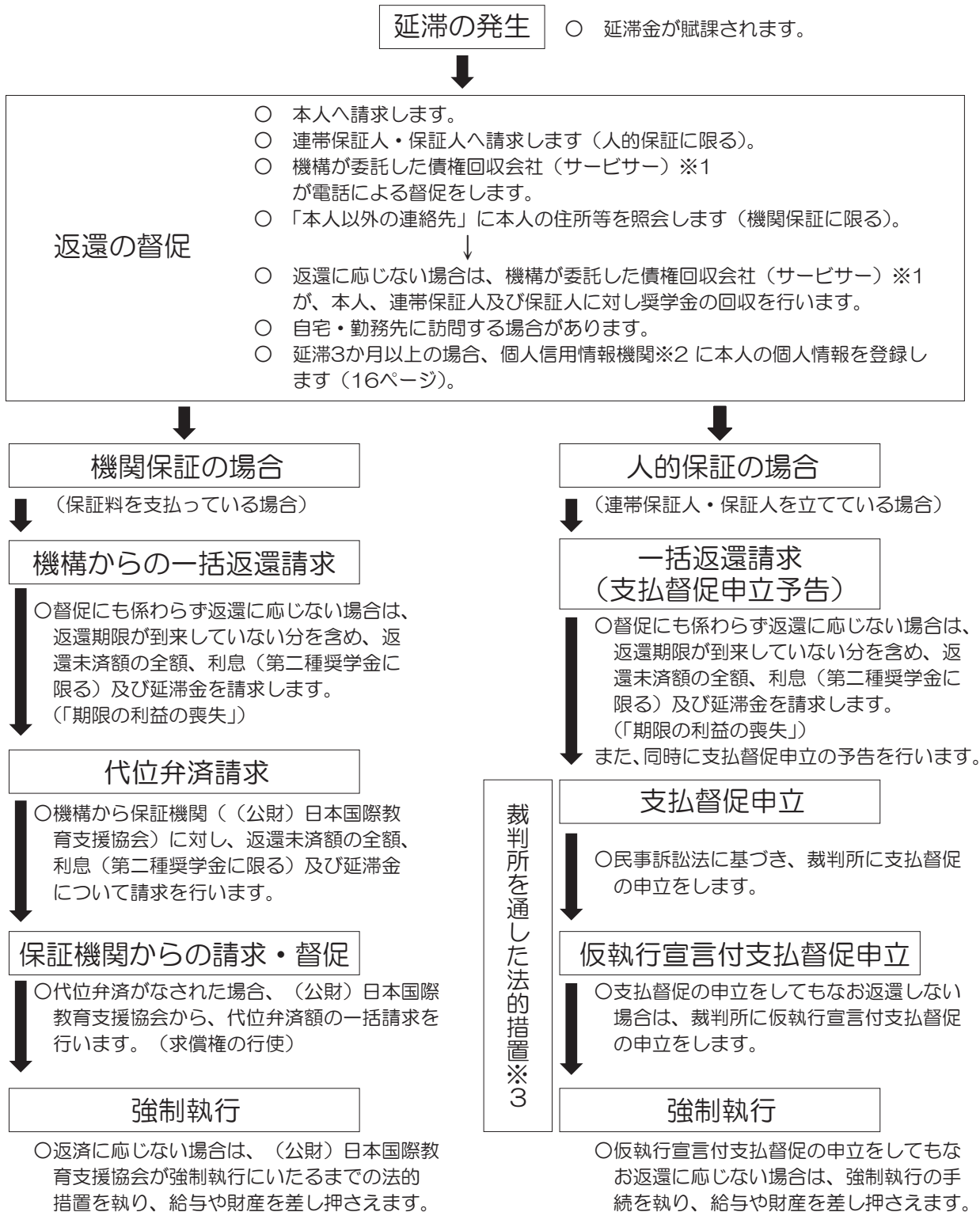
2 延滞した場合

延滞金の賦課	奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、年（365日あたり）5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。
督促・請求	機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話にて返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。
個人信用情報機関への登録	返還開始から6か月経過後、延滞3か月以上となった場合、延滞となっていることを含む個人情報が個人信用情報機関に登録される対象となります。（16ページ）
法的措置	延滞が長期にわたった場合、返還期日が到来していない分を含めた返還未済額、発生済利息（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金のみ）及び延滞金について全額一括での返還を請求します（期限の利益を剥奪）。これに応じない場合は法的措置をとることとなります。（15ページ）



奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了した場合は10月）。貸与が終了する際は、所定の返還手続き（21ページ）を行う必要があります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、救済制度（14ページ）の利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。



※1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

奨学金制度⑪ 個人情報情報の取扱い

1 個人情報情報機関の登録と利用等についての同意

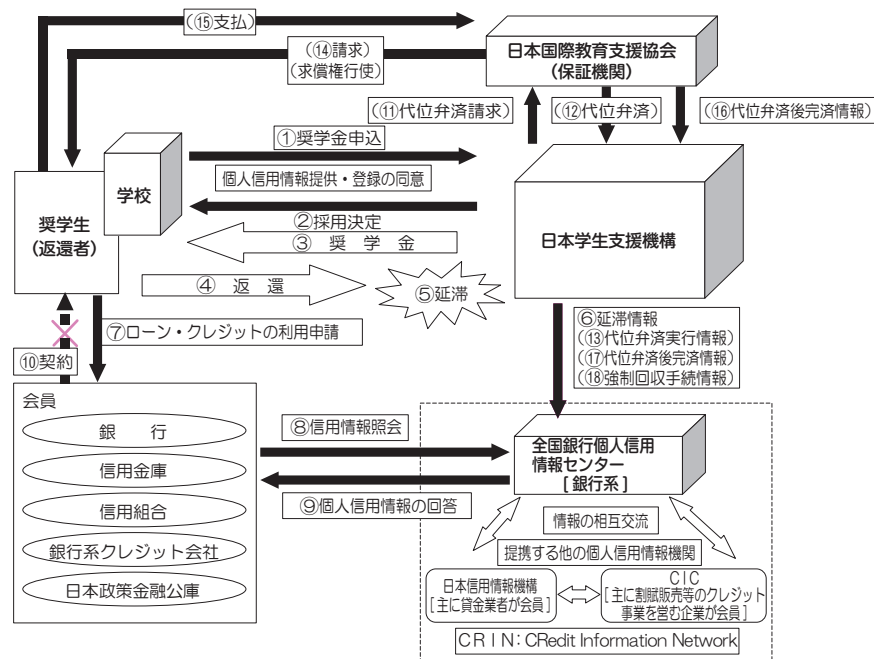
奨学金申込時に、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については「申込みのてびき」をご覧ください。また、個人情報情報機関（※）への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- (1) 返還開始から6か月経過後、延滞3か月以上の場合に登録の対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人情報情報機関に登録されると、返還状況が毎月更新されます。延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は、返還完了後から5年後に削除されます。
- (4) 個人情報情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人情報情報機関とは…会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人情報情報機関への登録の流れ】

※機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。



1. 申込み～採用決定、振込み

- ①奨学金申込み（個人情報情報機関（含む提携個人情報情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人情報情報機関への延滞情報の登録（返還開始6か月経過後に延滞3か月）

3. 返還者（個人情報情報機関に延滞者として登録中）がローンやクレジットカードの利用申請～契約不可

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員（銀行等）からの信用情報照会

⑨個人情報情報機関からの信用情報の回答

⑩会員（銀行等）判断により契約拒否

4. 機関保証制度加入者の例（代位弁済実行～代位弁済実行後完済）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人情報情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭保証機関（協会）から返還者への請求
- ⑮返還者から保証機関（協会）への支払い
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰機構から代位弁済後完済情報を個人情報情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

5. 人的保証制度加入者の例

- ⑱強制回収手続情報の登録

申込者

申込み

高等学校等から必要書類を受け取り、募集している奨学金の種類・提出期限等を確認します。
必要書類を高等学校等に提出し、インターネットで申込情報を入力します。

採用候補者決定

採用候補者となった人には、高等学校等を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

○ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み

※ 採用候補者決定通知にて「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続き必要」と通知された人のみ（18ページ）

○ 労働金庫の「入学時必要資金融資」の申込み

※ 入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者で、労働金庫からの融資を希望する人のみ（19ページ）

（進学先の大学等への入学金等の納付）

進学（平成31年4月以降）

○ 「採用候補者決定通知」等必要書類の提出

進学先の大学等に必要書類（20ページ）を提出し、進学届提出用のパスワードをもらいます。

○ 「進学届」の提出

インターネットで「進学届」を提出します。

採用候補者

採用

「進学届」の提出時期に応じて、**奨学金の振込が始まります**。

奨学生となった人には、在籍する大学等を通じて「奨学生証」等を交付します。

○ 「返還誓約書」の提出

在籍する大学等に提出します。

※ 人的保証の場合、連帯保証人・保証人の自署押印および書類提出が必要です。（20ページ）

（毎月の奨学金の振込）

○ 「奨学金継続願」の提出（貸与終了となる年度を除き毎年冬）

○ 返還用振替口座の手続き

貸与終了（卒業）

貸与終了時には学校を通じて「貸与奨学金返還確認票」を交付します。

貸与終了の翌月から数えて7か月目から**返還が開始されます**。

（毎月の奨学金の返還（口座からの引き落とし））

返還完了

返還が完了したときは「返還完了証」をお送りします。

奨学生

（奨学金貸与中）

返還者

（返還中）

奨学金の手続き② 採用候補者決定後の手続き

採用候補者に決定した場合、「採用候補者決定通知」等の書類を高等学校等から受け取り、進学時の手続きの準備をします。詳しくは、採用候補者決定時にお知らせします。

なお、**入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人は、進学前に必要な手続きがあります。**

1 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与するものです。ただし、予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。（9ページ）

「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続きをしてください。

「採用候補者決定通知」の記載	「国の教育ローン」	入学時特別増額貸与奨学金
「国の教育ローンの申込 不要 」		利用可
「国の教育ローンの申込 必要 」	申し込んで、利用できなかった	利用可（※）
	申し込んで、利用できた	利用不可
	申し込めなかった	「進学届」にて辞退の手続きが必要です（22ページ）

（※）進学時に、借入申込書の控えのコピー、融資できない旨の通知書のコピー等の書類の提出が必要です（20ページ）

「国の教育ローン」の概要

（平成29年10月1日現在）

申込者	保護者
融資限度額	お子さま1人につき350万円以内
返済期間	15年以内（交通遺児家庭、母子・父子家庭、世帯年収（所得）が一定額以内の人は18年以内）
利率	年1.81％【固定金利】 ※ 母子・父子家庭又は世帯年収（所得）が一定額以内の人は年1.41％ ※ 利率は金融情勢によって変動しますので、お借入利率（固定）は、上記の利率とは異なる場合があります。
申込時期	1年中（必要時期の2～3か月前がお申込みの目安です）
審査期間	10日前後（その後、融資実行（融資金の口座振込）までにさらに10日前後かかります。）
申込手続	日本政策金融公庫の各支店への来店・郵送又はインターネットによる申込み
申込要件	①世帯の年間収入（所得）が、子どもの人数に応じて設定された上限額の範囲内であること ②借入申込金額が350万円以内であること ③使途が教育資金であること ④保護者等からの申込みであること ⑤公庫の定める融資対象校への進学であること



- 日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫など政府系金融機関が統合され、平成20年に設立された公的な金融機関です。
- 最新の情報・詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

奨学金の手続き② 採用候補者決定後の手続き

2 労働金庫の「入学時必要資金融資」制度

入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人は、希望により、労働金庫（ろうきん）が実施する「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）制度に申し込むことができます。

「入学時必要資金融資」制度の概要

「入学時必要資金融資」制度とは、**入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者の、入学前の**入学金・授業料について労働金庫が融資する制度です。労働金庫から受けた融資の返済は、**進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済**します。

（平成29年10月1日現在）

申込者	採用候補者（合格が決定している人）
融資限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済のものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度。 ※ 申込時に選択した金額を超えての融資は行えません。
融資方法	奨学金振込口座としてご開設いただいたご本人名義の労働金庫の普通預金口座へ入金後、労働金庫から進学先に、ご本人名義にて直接振り込みます。
返済期間	入学時特別増額貸与奨学金の振込時に、奨学金振込口座からの引き落としにより、元金及び利息を一括して返済
利率	年1.81%【固定金利】 ※ 利率は金融情勢によって変動するため、上記の利率とは異なる場合があります。
申込時期	採用候補者として決定後（必要資金の納付期限まで2週間程度の余裕をもってお申し込みください）
審査期間	申込時期により異なります。
申込手続	労働金庫の各店舗への来店による申込み



- ・審査があるため、必ず利用できるというわけではありません。
- ・進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、この制度を利用できない場合があります。
- ・最新の情報・詳細は、労働金庫のホームページをご覧ください。<http://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html>

【留意点】

① 入学時特別増額貸与奨学金を利用するための手続き

労働金庫への申込みの際には、入学時特別増額貸与奨学金を利用できることを示す必要があります。

したがって、**入学時特別増額貸与奨学金について「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要」と判定された人は、労働金庫への申込前に、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の手続き（18ページ）を済ませて、進学時に提出する書類（20ページ）をそろえておく必要があります。**

② 奨学金振込口座

奨学金振込口座は労働金庫の口座にする必要があります。労働金庫への申込時に、奨学金の振込口座を労働金庫の口座にする手続きを行います。（労働金庫を通じて行います）

奨学金の手続き③ 進学後の手続き

1 必要書類と「進学届」の提出

進学後（平成31年4月以降）進学先の学校が定める期限内に、進学先の学校に「採用候補者決定通知」等の必要書類を提出し、引き換えに交付される「ID・パスワード」により、インターネットにて「進学届」を提出します。



期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

必要書類	提出が必要な人
①採用候補者決定通知【進学先提出用】	採用候補者全員
②日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかったことについて（申告）	「採用候補者決定通知」に、 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込 必要 と記載されている人のみ
③日本政策金融公庫の「国の教育ローン借入申込書（お客さま控え）」のコピー	
④融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	

2 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、奨学生として正式に採用され、「奨学生証」等が交付されます。また、届け出た口座への奨学金の振込が始まります。

3 「返還誓約書」の提出

採用後は学校が定める期限内に次の書類を添付した「返還誓約書」（借用証書）を提出します。



- 期限までに提出のない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。
- 機関保証の場合は「本人以外の連絡先」の人の署名が、人的保証の場合、連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）が、必要です。

機関保証の場合	人的保証の場合
①市区町村役場で発行された奨学生本人の「住民票」	①市区町村役場で発行された奨学生本人の「住民票」
②「保証依頼書 兼 保証料支払依頼書」	②連帯保証人の収入に関する証明書類
	③市区町村役場で発行された連帯保証人・保証人の「印鑑登録証明書」
	④「返還保証書」・資産等に関する証明書類 ※「代替要件」（11ページ）に該当する場合のみ必要



人的保証の場合、この段階になって連帯保証人等から断られることのないよう、申込みの時から依頼する予定の人によく説明して承諾を得ておいてください。

奨学金の手続き④

奨学金貸与中～返還中の手続き

1 奨学金継続願

毎年1回、次年度も引き続き奨学金の貸与を希望することを願い出る「奨学金継続願」をインターネットを通じて提出します。



学校が定める期限内に提出しなかった場合は、年度内で奨学金の貸与が終了します。

2 適格認定

「奨学金継続願」の提出後、在学する大学等により、奨学生としての適格性が保たれていることが確認され、機構に報告されます。



学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が停止されたり、廃止（打ち切り）となったりすることがあります。

3 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。

事由	説明
満期	貸与終期までの貸与が完了したとき。
辞退	奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。 (奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です。)
退学	在学する大学等を退学したとき。
廃止	成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
死亡	奨学生本人が死亡したとき。

4 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与終了時には、これまでに貸与を受けた奨学金の額や返還の条件等を記載した「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、内容を確認します。同時に、返還用振替口座を指定する手続きをします。

5 奨学金返還中の手続き

奨学金返還中は、毎年1回、返還残額等をお知らせする「振替案内」をお送りしますので内容を確認します。返還が完了したときは、「返還完了証」をお送りします。

資料① 奨学金に関する事項の選択・変更

申込時に選択した事項（「採用候補者決定通知」に記載）は「進学届」提出時に再度選択し直すことができます。「進学届」提出時の選択により内容が確定し、その後の変更には所定の制約や手続きがあります。

事項	時期	申込時	進学届 提出時	返還誓約書 提出時	貸与中 (返還誓約書提出後)	貸与 終了時	返還中
① 第一種奨学金・第二種奨学金の貸与月額（4ページ）		選択	変更可	変更不可	変更可		
② 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額（4ページ）		選択	※1 ※2 変更可				
③ すべての奨学金の辞退			※3 可	可	可		
④ 第一種・第二種併用貸与の片方の辞退			可	可	可		
⑤ 入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退			※1 ※2 可				
⑥ 保証制度（10ページ）	選択		変更可	※4 変更可	※4 変更可	変更不可	※4 変更可
⑦ 連帯保証人・保証人（11ページ）			届出	※5 変更可	※5 変更可	変更不可	※5 変更可
⑧ 本人以外の連絡先（10ページ）			届出	変更可	変更可	変更不可	変更可
⑨ 奨学金振込口座（6ページ）	届出		※1 変更可	変更可	変更可		
⑩ 利率の算定方法（12ページ）	選択		※2 変更可	変更不可	※2 変更可		
⑪ 返還方式（13ページ）	選択		変更可	変更不可	※6 変更可	変更不可	※7 変更可
⑫ 割賦方法（13ページ）				※8 選択	変更不可	変更不可	変更不可
⑬ 返還金振替口座（6ページ）						届出	変更可

※1 労働金庫の「入学時必要資金融資」（19ページ）を受けた場合、入学時特別増額貸与奨学金の額を融資額より少なくすること（辞退を含む）はできず、また奨学金振込口座は労働金庫の指定する口座にする必要があります。

※2 「進学届」提出後は、1回の振込みで貸与終了となる入学時特別増額貸与奨学金に関する変更はできません。

※3 「進学届」を期限までに提出しなければ辞退したものとして扱います。

※4 「進学届」提出後は、「機関保証」から「人的保証」への変更はできません。

※5 連帯保証人・保証人の死亡等、やむを得ない事情がある場合に限ります。

※6 「人的保証」の場合、「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更には「機関保証」への変更が必要です。

※7 貸与終了後は、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。

※8 「返還誓約書」提出時に選択した返還方法は、その後は原則として変更できません。

資料② 奨学金の返還例

「第一種・第二種併用貸与」や「月賦・半年賦併用返還」、「所得連動返還方式」を希望する場合等、以下の表にない条件でも、機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面で試算ができます。

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation>

(1) 第一種奨学金

貸与月額	学校種別	国公私の別	通学形態	貸与月数	貸与総額	定額返還方式			所得連動返還方式
						返還期間	返還回数	月賦返還額	返還金額と回数
30,000円	大学・短大・専修(専門)共通	国公立	自宅・自宅外共通	24か月	720,000円	9年	108回	6,666円	貸与終了後の収入に応じて返還月額・返還回数が増減します 返還月額＝「課税対象所得」×9%÷12
				36か月	1,080,000円	12年	144回	7,500円	
				48か月	1,440,000円	13年	156回	9,230円	
				72か月	2,160,000円	14年	168回	12,857円	
45,000円	大学・短大・専修(専門)共通	国公立	自宅	24か月	1,080,000円	12年	144回	7,500円	
				36か月	1,620,000円	13年	156回	10,384円	
				48か月	2,160,000円	14年	168回	12,857円	
				72か月	3,240,000円	19年	228回	14,210円	
51,000円	大学・短大・専修(専門)共通	国公立	自宅外	24か月	1,224,000円	12年	144回	8,500円	
				36か月	1,836,000円	14年	168回	10,928円	
				48か月	2,448,000円	15年	180回	13,600円	
				72か月	3,672,000円	20年	240回	15,300円	
53,000円	短大・専修(専門)	私立	自宅	24か月	1,272,000円	12年	144回	8,833円	
				36か月	1,908,000円	13年	156回	12,230円	
54,000円	大学	私立	自宅	48か月	2,592,000円	15年	180回	14,400円	
				72か月	3,888,000円	20年	240回	16,200円	
60,000円	短大・専修(専門)	私立	自宅外	24か月	1,440,000円	13年	156回	9,230円	
				36か月	2,160,000円	14年	168回	12,857円	
64,000円	大学	私立	自宅外	48か月	3,072,000円	18年	216回	14,222円	
				72か月	4,608,000円	20年	240回	19,200円	

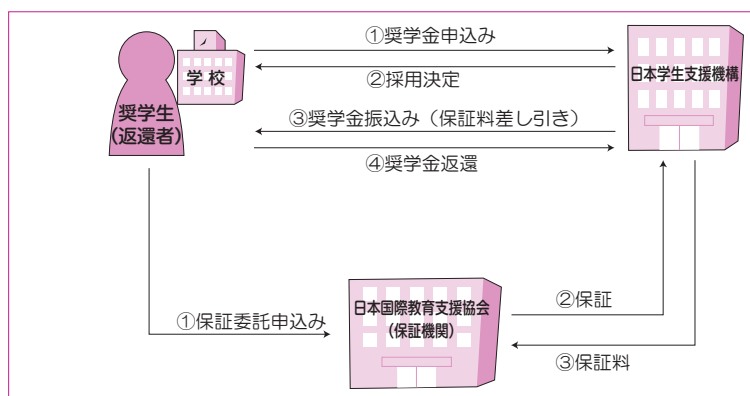
(注) 所得連動返還方式の場合、前年度の課税対象所得の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を12で割った金額となります(最低返還月額は2,000円)。

(2) 第二種奨学金

貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還期間	返還回数	《参考》年利率0.27%(※)の場合		年利率3.0%(上限)の場合	
					返還総額	月賦返還額	返還総額	月賦返還額
30,000円	24か月	720,000円	9年	108回	729,755円	6,756円	833,004円	7,713円
	36か月	1,080,000円	12年	144回	1,099,074円	7,631円	1,303,191円	9,050円
	48か月	1,440,000円	13年	156回	1,467,412円	9,406円	1,761,917円	11,293円
	72か月	2,160,000円	14年	168回	2,204,100円	13,120円	2,679,629円	15,950円
50,000円	24か月	1,200,000円	12年	144回	1,221,198円	8,480円	1,448,002円	10,055円
	36か月	1,800,000円	13年	156回	1,834,283円	11,758円	2,202,404円	14,117円
	48か月	2,400,000円	15年	180回	2,452,285円	13,623円	3,018,568円	16,769円
	72か月	3,600,000円	20年	240回	3,703,126円	15,429円	4,844,592円	20,185円
80,000円	24か月	1,920,000円	13年	156回	1,956,575円	12,542円	2,349,227円	15,059円
	36か月	2,880,000円	16年	192回	2,946,695円	15,347円	3,672,102円	19,125円
	48か月	3,840,000円	20年	240回	3,950,009円	16,458円	5,167,586円	21,531円
	72か月	5,760,000円	20年	240回	5,925,075円	24,687円	7,751,445円	32,297円
100,000円	24か月	2,400,000円	15年	180回	2,452,285円	13,623円	3,018,568円	16,769円
	36か月	3,600,000円	20年	240回	3,703,126円	15,429円	4,844,592円	20,185円
	48か月	4,800,000円	20年	240回	4,937,543円	20,573円	6,459,510円	26,914円
	72か月	7,200,000円	20年	240回	7,406,378円	30,859円	9,689,270円	40,372円
120,000円	24か月	2,880,000円	16年	192回	2,946,695円	15,347円	3,672,102円	19,125円
	36か月	4,320,000円	20年	240回	4,443,766円	18,515円	5,813,549円	24,222円
	48か月	5,760,000円	20年	240回	5,925,075円	24,687円	7,751,445円	32,297円
	72か月	8,640,000円	20年	240回	8,887,674円	37,031円	11,627,154円	48,446円

※ 平成30年1月貸与終了者の利率(利率固定方式)

資料③ 機関保証制度の仕組み



- ① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」(以下、「協会」といいます。) に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関(協会)が債務の保証をし、機構が奨学生として採用します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書(兼保証委託契約書)」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関(協会)に支払います。保証機関(協会)は、第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。保証の範囲は、元金、利息(第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金)及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。(保証料を含む貸与総額を返還していただきます。)
- ⑤ 返還を延滞した場合については、15ページを参照してください。

※ 次のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関(協会)からお返しする場合があります。

- ・奨学金を繰上返還(13ページ)し、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ・奨学金返還免除(14ページ)の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金の振込口座又は返還用振替口座です。ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座になります。

公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページもご覧ください。<http://www.jees.or.jp/guarantee/index.htm>

資料④ 保証料（目安）

- 以下の保証料は、平成29年度に採用された奨学生の保証料月額に基づく目安を例として抜粋したものです。
- 平成30年度より、貸与月額の選択肢が拡充されます。
- 最新の情報及び以下の記載例以外の場合については、右のQRコードから日本学生支援機構のホームページでご確認ください。
- 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、同奨学金が交付されるときに1回払いとなります。



(1) 第一種奨学金

①大学（4年制）

区分		貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	48	960,000	120	500
		30,000		1,440,000	156	947
国・公立	自宅	45,000		2,160,000	168	1,515
		40,000		1,920,000	156	1,262
	自宅外	51,000		2,448,000	180	1,821
		40,000		1,920,000	156	1,262
私立	自宅	54,000		2,592,000	180	1,928
		40,000		1,920,000	156	1,262
	自宅外	50,000		2,400,000	180	1,786
		64,000		3,072,000	216	2,666

②短期大学・専修学校専門課程

区分			貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
短期大学 ・ 専修学校 専門課程 (2年制)	国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	24	480,000	108	469
			30,000		720,000	108	703
	国・公立	自宅	45,000		1,080,000	144	1,365
		自宅外	40,000		960,000	120	1,032
			51,000		1,224,000	144	1,547
	私立	自宅・自宅外	40,000		960,000	120	1,032
		自宅	53,000		1,272,000	144	1,608
		自宅外	50,000		1,200,000	144	1,517
			60,000		1,440,000	156	1,952
短期大学 ・ 専修学校 専門課程 (3年制)	国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	36	720,000	108	462
			30,000		1,080,000	144	896
	国・公立	自宅	45,000		1,620,000	156	1,442
		自宅外	40,000		1,440,000	156	1,282
			51,000		1,836,000	168	1,743
	私立	自宅・自宅外	40,000		1,440,000	156	1,282
		自宅	53,000		1,908,000	156	1,698
		自宅外	50,000		1,800,000	156	1,602
			60,000		2,160,000	168	2,050

(2) 第一種奨学金に併せた入学時特別増額貸与奨学金

区分	貸与額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,025
	200,000		200,000	72	3,938
	300,000		300,000	84	6,816
	400,000		400,000	120	12,604
	500,000		500,000	120	15,755

資料④ 保証料（目安）

(3) 第二種奨学金

貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
20,000	24	480,000	108	554
	36	720,000	108	546
	48	960,000	120	592
40,000	24	960,000	120	1,220
	36	1,440,000	156	1,518
	48	1,920,000	156	1,495
60,000	24	1,440,000	156	2,313
	36	2,160,000	168	2,430
	48	2,880,000	192	2,686
80,000	24	1,920,000	156	3,084
	36	2,880,000	192	3,636
	48	3,840,000	240	4,320
100,000	24	2,400,000	180	4,366
	36	3,600,000	240	5,483
	48	4,800,000	240	5,400
120,000	24	2,880,000	192	5,538
	36	4,320,000	240	6,579
	48	5,760,000	240	6,480
140,000 （12万円+ 2万円）	48	6,720,000	240	7,565
	72	10,080,000	240	7,337
160,000 （12万円+ 4万円）	72	11,520,000	240	8,390

（注）貸与月額14万円及び16万円は、私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額12万円に2万円（薬学又は獣医学）又は4万円（医学又は歯学）の増額貸与を希望する場合に限ります。

(4) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30万円）

貸与月額（円）	貸与期間（月）	入学時特別増額 貸与額（円）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）	増額分の 保証料額（円）
20,000	24	300,000	780,000	108	555	8,331
	36		1,020,000	132	655	9,831
	48		1,260,000	144	697	10,461
40,000	24		1,260,000	144	1,438	10,785
	36		1,740,000	156	1,519	11,397
	48		2,220,000	168	1,596	11,976
60,000	24		1,740,000	156	2,314	11,571
	36		2,460,000	180	2,581	12,909
	48		3,180,000	216	2,969	14,847
80,000	24		2,220,000	168	3,292	12,345
	36		3,180,000	216	4,020	15,075
	48		4,140,000	240	4,321	16,206
100,000	24		2,700,000	180	4,368	13,104
	36		3,900,000	240	5,485	16,455
	48		5,100,000	240	5,402	16,206
120,000	24		3,180,000	216	6,122	15,306
	36		4,620,000	240	6,582	16,455
	48		6,060,000	240	6,481	16,203
140,000 （12万円+ 2万円）	48		7,020,000	240	7,567	16,215
	72		10,380,000	240	7,338	15,726
160,000 （12万円+ 4万円）	72		11,820,000	240	8,392	15,735

（注）貸与月額14万円及び16万円は、私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額12万円に2万円（薬学又は獣医学）又は4万円（医学又は歯学）の増額貸与を希望する場合に限ります。

資料⑤ 保証委託約款

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料が私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通達到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、

収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長の必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本約款は平成30年1月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

ホームページと モバイルサイトのご案内

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。
また、モバイルサイトからも手軽に奨学金情報をご覧いただけます。
奨学金の申込方法や、実際に奨学金を借りることになった場合の毎月の奨学金振込日、
現在の利率、返還方法などの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。
また、日本学生支援機構のホームページには次のコンテンツもあります。

- ・奨学金貸与・返還シミュレーション
- ・ガイダンス動画（申込者向け・採用候補者向け）

ぜひ活用してください。

日本学生支援機構（JASSO）ホームページアドレス
<http://www.jasso.go.jp/>

日本学生支援機構（JASSO）モバイルサイトアドレス
<http://daigakuja.jp/jasso/>



スカラネットによる奨学金申込みは専用アドレス
<https://www.sas.jasso.go.jp/> へ接続してください。

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局（※）」に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。